

長崎市における 重層的支援体制整備事業の取組み

長崎市福祉部 地域包括ケアシステム推進室

野瀬 さやか

多機関型包括的支援体制構築事業（長崎市）

- ・ 少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進み、福祉ニーズも多様化、複雑化してきている中、高齢、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談に、ワンストップで対応するための相談窓口(多機関型地域包括支援センター)を設置し、福祉分野に関連する複合的な課題を抱える者へ適切な支援を提供する。
- ・ 本事業は地域共生社会の実現に向けた国のモデル事業として開始し、事業運営については地域包括支援センターを運営する法人（2箇所）へ委託して実施。
- ・ 平成28年10月から実施。

令和3年度～令和5年度

重層的支援体制整備事業への移行準備事業(多機関協働・アウトリーチ支援・参加支援 実施)

令和6年度～ 重層的支援体制整備事業

現状

- ・ 人口減少・少子高齢化
- ・ 単身世帯の増加
- ・ 地域のつながりの希薄化
- ・ 福祉ニーズの多様化・複雑化
- ・ 分野別の相談支援体制

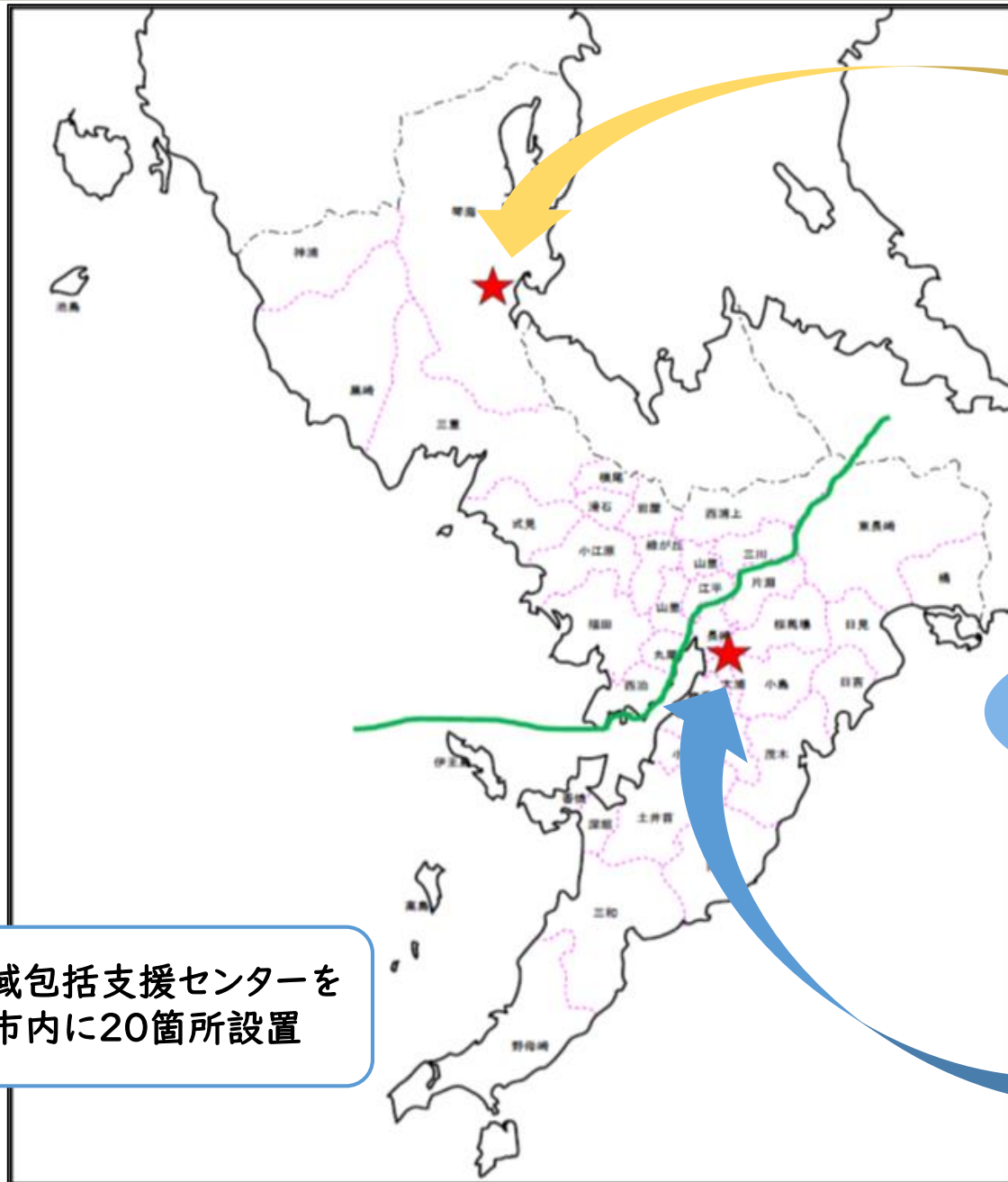
課題

- ・ 単独の相談機関では対応できない
- ・ 複合的な課題への分野横断的な対応
- ・ 制度の狭間などで適切な支援が受けられていない

対応

- ・ 相談受付の包括化（ワンストップ窓口）
- ・ アウトリーチ（伴走型支援）
- ・ 適切なアセスメントと支援のコーディネート
- ・ 地域ごとの相談支援ネットワーク構築
- ・ 地域全体で支える体制づくり

多機関型地域包括支援センターの位置と地域ケア会議等への参加のエリア分け



地域包括支援センターを
市内に20箇所設置



北多機関型地域包括支援センター

琴海村松町704番地14
長崎市琴海地域包括支援センター内
相談支援包括化推進員
平田・水口・柴田
TEL:801-2765 FAX:801-2766

6名の社会福祉士が
市内全域を担当
します!



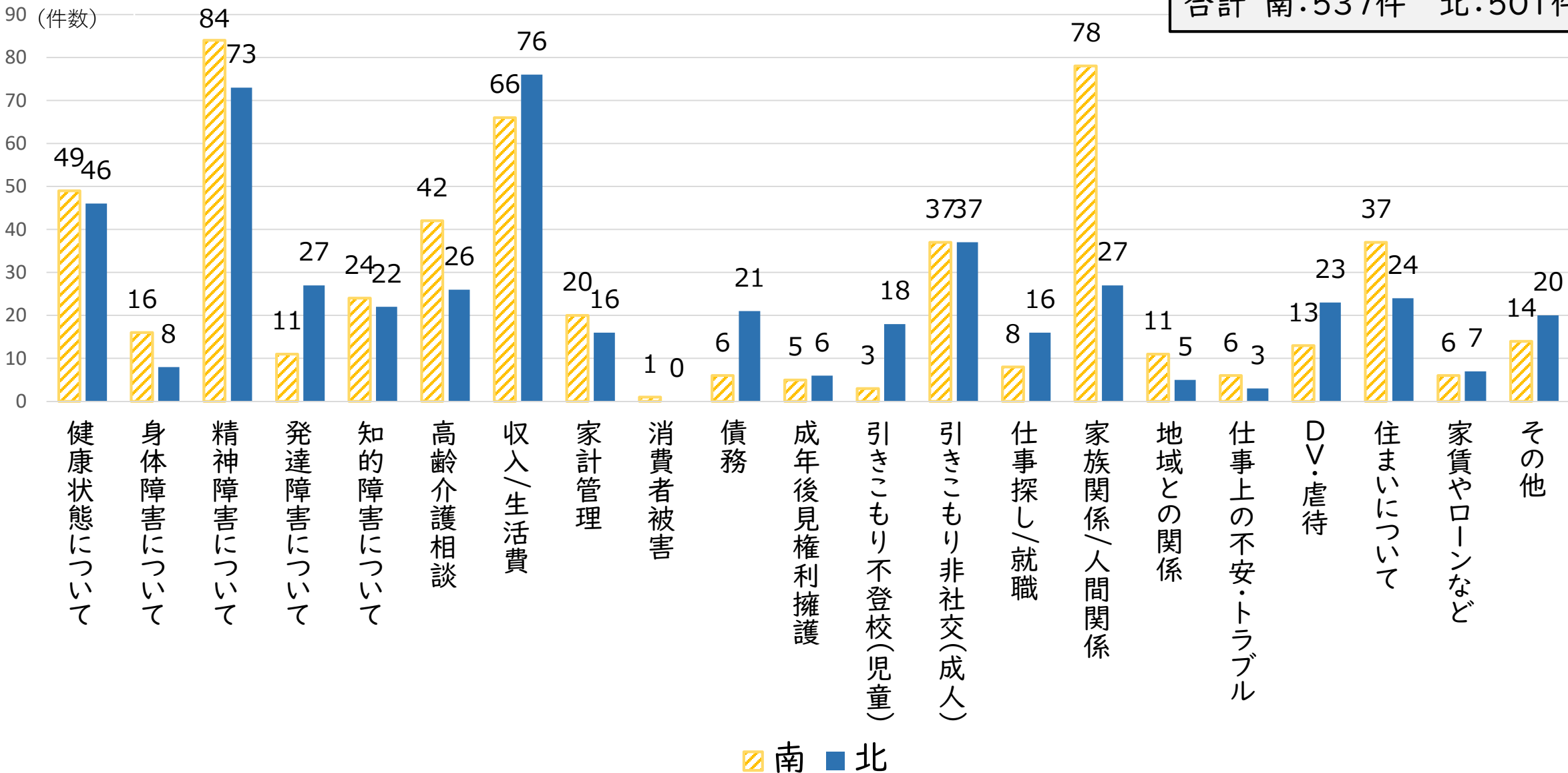
南多機関型地域包括支援センター

相生町1-17 メゾンド田中202号
長崎市大浦地域包括支援センター内
相談支援包括化推進員
立石・山岡・井上
TEL:801-0711 FAX:801-0712

相談種別 (R5年度)

初回相談件数 (情報提供のみ含む 重複あり)

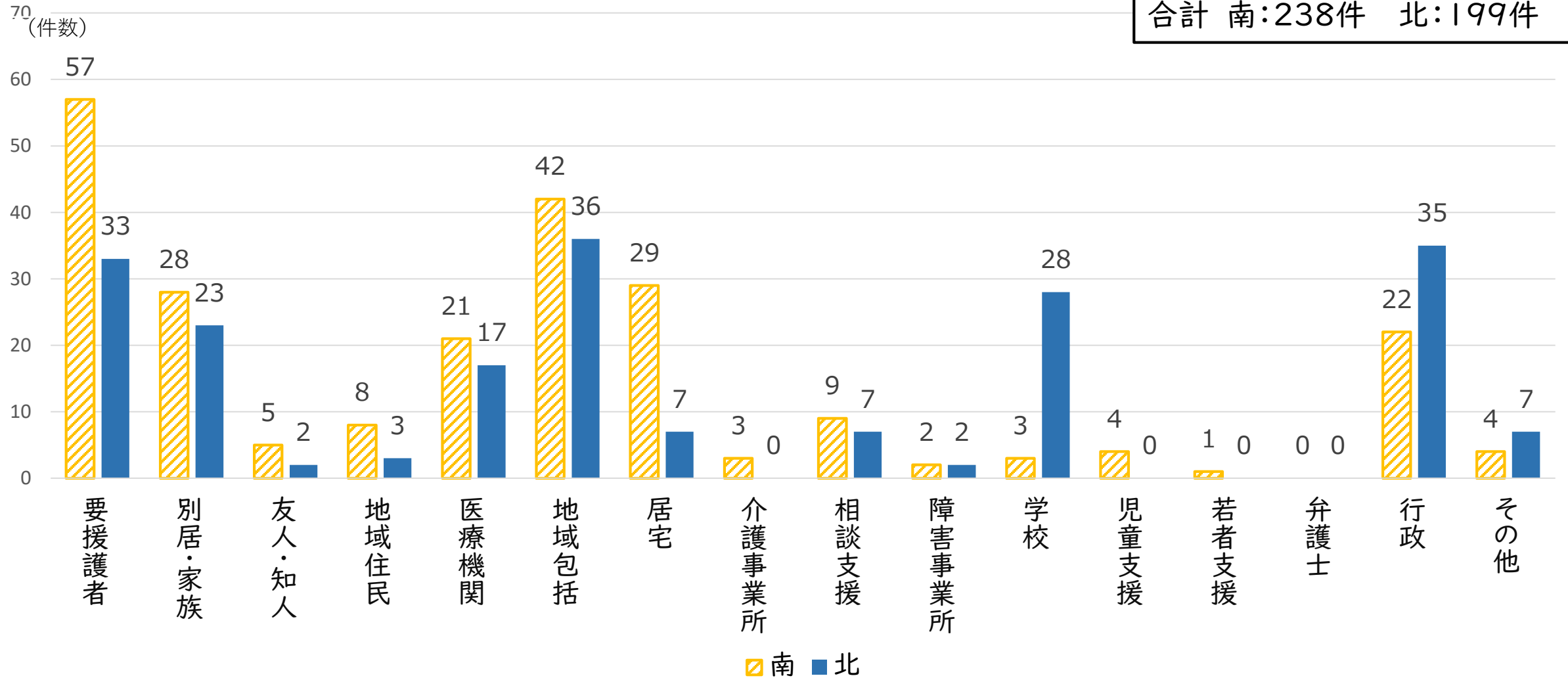
合計 南:537件 北:501件



相談経路(R5年度)

新規要援護世帯の相談元件数(重複あり)

合計 南:238件 北:199件



・南・北両多機関の合計で見ると、「要援護者」、「地域包括支援センター」、「行政」の順番で相談が多い。
・北多機関は学校からの相談が多く、中学校、高等学校での校内居場所づくりの実施において、学校との連携を図っていく中で、世帯に課題のある生徒の相談を受ける機会が増えたことが主要因と考えられる。

相談内容（複合課題含）

	相談分野 (令和4年度)	相談分野 (令和5年度)
1位	障害のみ※ (28.61%)	障害のみ※ (24.76%)
2位	高齢・障害 (20.11%)	高齢・障害 (20.87%)
3位	生活困窮のみ (8.50%)	生活困窮のみ (9.71%)

※障害疑いを含む

支援期間など

前年度以前からの 継続ケース数	(南) 48家族 (北) 27家族
最長支援期間 (令和5年度末時点の 支援中ケース)	(南) 7年3ヶ月 (北) 3年5ヶ月
全ケースの課題数 (平均)	(南) 5.17課題 (北) 6.16課題
前年度からの継続支援ケース の課題数(平均)	(南) 5.52課題 (北) 6.63課題

代表的な複合課題（412世帯）

8050	ダブルケア	障害の疑い	ゴミ屋敷	その他
23.1%	1.9%	32.8%	4.6%	37.6%

多機関型地域包括支援センターを設置したことで対応可能となったケース

平成28年10月より多機関型地域包括支援センターを設置したことにより、対応できるようになったケース

- 1) 手帳を有していない精神障がい者などがいる世帯のケース
- 2) 8050問題
- 3) ひきこもり状態にある方・社会的孤立のケース（アウトリーチ）
- 4) 本人の同意がなかなか取れないケース
- 5) SOSの発信がないケース
- 6) ゴミ屋敷のケース
- 7) アルコール問題を有しているケース
- 8) 親亡き後の障がい者のケース など

重層的支援体制整備事業 概要図【長崎市版】

相談支援

包括的相談支援事業

【高齢】
地域包括支援センター

【障害】
・障害者基幹相談支援センター
・障害者相談支援事業
・住宅入居等支援事業

【子育て】
こども家庭センター運営

【困窮】
生活困窮者自立相談支援事業

- ・各分野の既存事業による相談支援
- ・案件に応じて多機関協働事業者に支援を依頼
- ・重層事業の4分野以外の相談支援機関からのつなぎも想定される

アウトリーチ等支援事業 【多機関型地域包括支援センター】

- ・情報収集（支援ニーズがある者の発見）
- ↓
- ・訪問、関係性の構築
- ↓
- ・支援プラン（アウトリーチ）の作成（重層的支援会議へ諮る）
- ↓
- ・プランの決定、プランに基づく支援の実施
- ↓
- ・終結（見守りや伴走を継続）

情報共有

多機関協働事業 【多機関型地域包括支援センター】

〈支援会議（守秘義務）〉・・・市が主催
●支援に係る本人同意が得られていない案件について
・関係機関間で情報共有
・見守りと支援方針の理解
・緊急性がある事案への対応

〈依頼受付〉
・利用申し込みの受付（本人同意）
↓
・支援方針の検討に必要な情報収集
↓
・支援プラン（多機関協働）の作成
※必要に応じてアウトリーチ、参加支援を活用

〈重層的支援会議〉・・・多機関型地域包括支援センターが主催
・プランの適切性の協議
・プラン終結時の評価
・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

〈プランの決定、プランに基づく支援の実施〉

〈終結（見守りや伴走を継続）〉

支援依頼
（つなぎ）

※戻す場合
もあり

参加支援

参加支援事業
【多機関型地域包括支援センター】

- 〈狭間のニーズへの対応〉
- ・支援の方向性の検討
（ニーズと支援メニューのマッチング）
- ↓
- ・支援プラン（参加支援）の作成
（重層的支援会議へ諮る）
- ↓
- ・プランの決定、プランに基づく支援の実施
- ↓
- ・終結（見守りや伴走を継続）

〈支援メニューの充実〉
・既存の社会資源の活用方法の拡充
・新たな社会資源の開拓

- ・地域活動への参加
- ・支援メニューとしての社会資源の提供

〈各分野の既存の事業を活かした取組み〉

【高齢】
・地域活動支援事業
・生活介護支援サポーター事業
・生活支援体制整備事業

【子育て】
子育て支援センター運営費補助事業

【障害】
地域活動支援センター事業

【困窮】
生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域づくりに向けた支援 地域づくり事業

〈活動や人のコーディネート〉
・「人と人」、「人と資源」をつなぎ顔の見える関係性を生む
・既存の取組みを活かしたコーディネート

〈居場所の整備〉
・既存の拠点を活用
・世代や属性を限定しない新たな場の確保（民間の施設等も活用）

〈他分野がつながるプラットフォームの展開〉
・地域づくりのプロセスの活性化や発展のため、多様な主体が出会い、さらなる展開を生む機会となるプラットフォームの形成
・既存の協議の場も活用しながら整備

課題に対応した地域づくり・相談支援等のニーズのつなぎ

複合課題を解決するまでの流れ（包括的相談支援体制）

- 各相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性を活かしながら、それぞれの相談機関が連動し、全世代を対象とする「多機関型地域包括支援センター」が複合化・複雑化されたケースに対応をしていく。
- 複数の制度に基づくサービスの組み合わせを多機関型地域包括支援センターが中心となって調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。

どの機関に相談があっても、市全体で受け止める相談体制

高齢

障害

子育て

生活困窮

地域包括支援センター

相互調整

障害者相談支援事業所

相互調整

こども家庭センター

相互調整

長崎市生活支援相談センター

各分野の狭間の部分
(北・南) 多機関型地域包括支援センター

対象ケース

- 複合化・複雑化されたケース
- どこに相談したら良いか迷うケース

随時相談

相談窓口パンフレット「こねくと」により役割を見える化。他機関からの相談を断らないことをルール化

相談支援包括化推進員
(北・南 多機関型地域包括支援センター)

【役割】対象のケースを関係機関から受付
ケースの情報整理、関係機関等との連絡調整、会議開催

地域包括ケアシステム推進室

【役割】庁内関係部署への参加調整等

調整

＜重層的支援会議・支援会議を開催＞

【役割】相談支援機関等の役割分担の明確化、情報共有・支援調整

参加支援

多機関による連動した支援の実施

地域づくり

高等学校での「校内居場所カフェ」の開設・運営

■H30年度 先進地である大阪府立高校の居場所カフェ（通称:となりカフェ）を視察

高等学校（コースにより、登校日が週5日、週2日、月2回など様々なライフスタイルの生徒がいる）にて、孤立しがちな生徒や退学リスクが高い生徒等を対象にしたカフェ（オープンスペース）を定期的開設



本人と出会い、そして家族と出会い、世帯全体の支援へ

個別支援

退学予防

制度の切れ目

社会的・職業的自立

社会的孤立

※校内居場所カフェ 会場の様子※

R5年度
カフェ:15回

- ・高等学校の空き教室等を利用。軽食や飲み物を提供。
- ・浴衣の着付けや弁護士からの社会に出てから役立つ法律の授業などのイベントも開催。

南部地域相談支援包括化推進会議

目的

人口の減少や福祉サービスの不足など、様々な課題が浮き彫りになって
る中、南部地域の現状を確認し、多分野が一緒になって今の時代に即し
た支援方法を検討していく。

開催日 令和6年3月12日

開催場所 南部市民センター

参加者

高齢分野: 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、
サービス事業所

障害分野: 相談支援事業所、サービス提供事業所

子育て分野: 子育て支援センター、こども家庭支援センター、
児童養護施設

生活困窮: 生活支援相談センター

地域支援: 長崎市社会福祉協議会

内容

- (1) 多機関型地域包括支援センターの事業説明
- (2) 多機関型地域包括支援センターからの南部地域の現状報告
- (3) グループワーク

南部地域の現状と課題

- ・支援者から見た南部地域の良いところ
- ・支援者から見た南部地域の課題や困っていること。





オランダ坂こども食堂

目的

「地域でこどもを育てる」を目的として、「みんなあつまる、いっしょに食べる、ともにそだつ」を合言葉にして開催

開催日 毎月第4土曜日

開催場所 日本聖公会長崎聖三一教会

運営団体 地区自治会、中学校PTA、小学校PTA、日本聖公会長崎聖三一教会、児童養護施設、児童家庭支援センター、NPO法人等 その他多くの団体により運営

これまでの活動

- (1) 2020年10月に第1回のこども食堂を開催。食事の準備、提供等の活動がすべて参加者のボランティアでおこなっており、毎回老若男女20名程度の方が協力。
- (2) 海星高校の学生の協力のもと「高校生と一緒に夏休みの宿題」を企画・実施。
- (3) 2022年2月から、毎週火曜日と木曜日の午後3時から6時に「居場所カフェオルバ」を開店。軽食を準備して放課後のこども達の居場所を提供。
- (4) こどもに限らず、地域内で食に困っている困窮者に対して、南多機能型地域包括支援センターが対応する際には、こども食堂に蓄えのある食材を提供することで、協力支援を実施。

支援例① 片麻痺のため職場を退職し、地域からも孤立していた者について、料理人の経験を生かして、料理教室の講師として活動ができるように支援

- ・本人と参加支援事業者との面談時、本人から「もうお店では調理を行うことができない」との話を聞き、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- ・一方、地域において、男性の集まる機会をつくりたいといった声が自治会内であったため、参加支援事業者から「男性の料理教室」の開催を提案するとともに、本人に料理教室の講師役を依頼。参加支援事業者も当初アシスタント役として活動を支援。

支援例② ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵作成を依頼し広報紙に掲載してもらう。

- ・重層的支援会議でアウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かさないかとの提案あり。
- ・本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に活用の機会が無いか相談。
- ・事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報誌へ掲載してもらうようになった。
- ・挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりできるようになるよう支援。

支援例③ 集団での活動等が苦手な高齢者について、小学生の登下校時の交通安全活動を依頼。

- ・地域包括支援センターから、介護予防教室などの集まりが苦手で閉じこもりがちな高齢者の対応について、個別の活動の場などが考えられないかとの提案あり。
- ・小学校や交通安全ボランティアと調整し、本人には登下校時の交通安全活動への参加を提案
- ・他の交通安全ボランティアには、本人の活動状況の見守り等を依頼

支援例④ 精神疾患の親と不登校気味の子のひとり親世帯の子どもを地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援。

- ・精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、地域で子ども食堂を開催している団体と協議の上、子ども食堂のスタッフとして参加してもらうこととした。
- ・母親も食事をするために来てもらうようにして、子ども食堂のスタッフには、声かけや見守りを依頼。
- ・子ども食堂に通ううちに周りのスタッフとも話しができるようになっている。

既存の社会福祉施設・福祉サービス事業所を活用した参加支援の取組例

支援例① 親が他界し単身での生活が困難な者について養護老人ホームの空き室を活用して一時的な住まい確保を支援。

- ・ いわゆる8050世帯であったが、老親が他界し、ひきこもり状態であった50代男性が単身で生活することになったが、一人で食事の準備等を行うことが困難であり、生活上の支援が必要となった。
- ・ 近隣で受入可能な施設を探したところ、養護老人ホームに空きがあったことから、高齢者福祉担当及び養護老人ホームと調整の上で、一時的な住まいとして活用。養護老人ホームには居室と食事の提供を依頼。
- ・ 参加支援事業者が施設を訪問し、本人との面談を行った上で、退所に向けた相談支援を実施。

支援例② 孤立している子育て世帯の支援のため、保育所の空きスペースを活用してつながりを作る場を設ける。

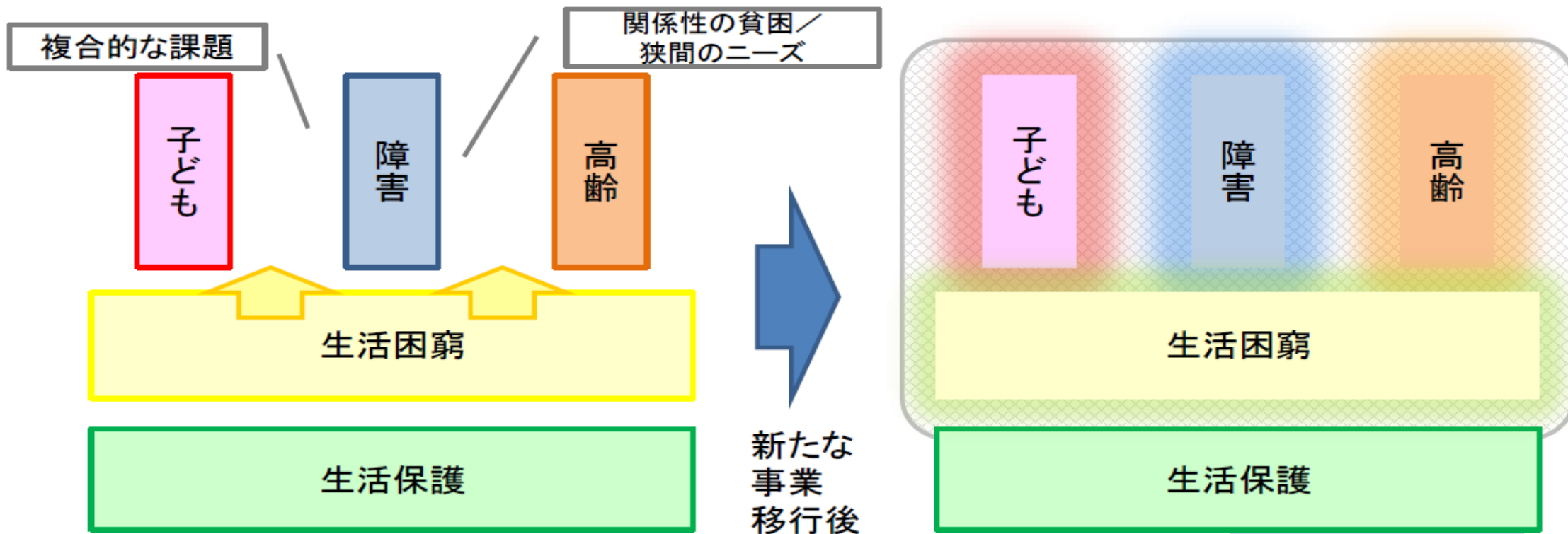
- ・ 周りに相談できる知人等がおらず子育てに悩んでいるとの相談が子育て世帯から多く寄せられていることから、子育て世帯が身近で気軽に集まれる場の必要性が課題となっていた。
- ・ 地域において子育て支援活動を行っている団体や保育所を調整し、夜間や休日等で生じる空きスペースを活用して、子育て世帯同士のつながりづくりや、支援団体のスタッフへの相談ができる会を開催することとした。

支援例③ 就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない者への就労支援を実施。

- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないが、人とのコミュニケーションが苦手な就労に至っていない者について、本人の状態に応じた活動ができる場を探すこととした。
- ・ 本人の希望も確認しつつ、近隣でパソコン等の作業を実施している就労継続支援B型事業所に協力を依頼。
- ・ 就労継続支援B型事業所の空き定員の範囲で同時に作業等を実施することとし、就労継続支援B型事業所には声かけと見守りを依頼
- ・ 参加支援事業者が定期的に就労継続支援B型事業所を訪問し、本人の相談支援に応じ、段階的な就労などに向けた支援を実施

重層的支援体制整備事業の意義

- 市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携し市町村全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



ご清聴
ありがとうございました

